

# 1. 環境基準等一覧

## 《大気汚染関係》

### 1. 二酸化硫黄等（環境基準）

#### (1) 環境基準及びその達成期間

(昭和 48.5.8 環境庁告示第 25 号 最近改正 平成 8.10.25 環境庁告示第 73 号～74 号)

物質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	維持又は 5 年以内に達成	①溶液導電率法 ②紫外線蛍光法
一酸化炭素※ (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	維持又は早期に達成	①非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup>	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による重量濃度測定方法 ②光散乱法 ③圧電天秤法 ④β線吸収法 (②～④は、①の重量濃度と直線的な関係を有する量が得られるもの)
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを超える地域は 7 年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと	①ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 ②オゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント※ (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下	維持又は早期に達成	①中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法 ②紫外線吸収法 ③エチレンを用いる化学発光法

- 備考
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 10 μm 以下の物質をいう。
  2. 二酸化窒素の達成期間について、本件は全てゾーン以下の地域に区分されている（昭和 53.7.11 環大企第 252 号、昭和 53.7.17 環大企第 262 号、昭和 54.8.7 環大企第 310 号）。
  3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーアセチルナイトレイトその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、NO<sub>2</sub>を除く）。
  4. 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前 6～9 時における 3 時間平均値 0.20～0.31ppmC（昭和 51.8 中公審答申）。
  5. カドミウムの濃度暫定基準は、0.88 μg/m<sup>3</sup>（昭和 44 厚生省 カドミウム暫定対策要綱）。

(2) 評価方法

(昭和 48. 6. 12 環大企第 143 号、昭和 53. 7. 17 環大企第 262 号ほか)

区分	適用
短期的評価	連続又は随時に行った測定結果について、日又は時間を個別に評価する。
長期的評価	SO <sub>2</sub> 、CO、SPM、NO <sub>2</sub> の年間にわたる測定結果を、1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した最高値により評価する。

- 備考 1. 1時間値の欠測が4時間を超える日の1日平均値は、評価の対象としない。  
 2. 測定が年間6,000時間未満の測定局は、長期的評価の対象としない。  
 3. 長期的評価における評価値は、「2%除外値」又は「98%値」という。  
 4. 環境基準の長期的評価に対応する年間平均値は、SO<sub>2</sub>が0.012~0.015ppm(昭和48説明資料)、NO<sub>2</sub>が0.02~0.03ppm。

2. 有害大気汚染物質(環境基準)

(平成9.2.4環境庁告示第4号)  
 (平成13.4.20環境庁告示第30号)

物質	環境上の条件(環境基準)	達成期間	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下	維持又は早期に達成	①キャニスター又は捕集管により採取した資料をGC/MSで測定する方法 ②①と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下		
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下		

- 備考 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する。  
 (平成2.1.12環大企第37号、平成2.1.12環大企第26号~第27号)

\* \* \* \* \*

参考

- 環境基準に対応する年間平均値  
 二酸化硫黄 0.012ppm~0.015ppm(昭和48説明資料)  
 二酸化窒素 0.02ppm~0.03ppm(昭和53環大企第262号)
- 炭化水素環境濃度の指針(昭和51.8中公審答申)  
 非メタン炭化水素 0.20ppmC~0.31ppmC(午前6時~9時 3時間平均値)
- 大気中濃度の暫定基準  
 カドミウム 0.88μg/m<sup>3</sup>(カドミウム暫定対策要綱 昭和44厚生省)

降下ばいじんについては、環境基準が定められていないが、汚染の程度の目安は次のように区分されている。

1ヶ月1k m <sup>2</sup> 当り	{ { { {	10.0 t 以下	軽度の汚染
		10.0 t 以上 — 20.0 t 未満	中程度の汚染
		20.0 t 以上 — 30.0 t 未満	やや高度の汚染
		30.0 t 以上	高度の汚染